

神戸市水利施設管理強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市長決定 規則第38号）」に基づき、「水利施設管理強化事業（特別型）実施要領の運用（令和6年6月28日付農整第1559号）」による低水位管理およびため池の管理強化を行う「神戸市水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）」の補助金の交付に関することを定めることを目的とする。

(事業対象)

第2条 本事業の対象は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）」（以下「管理保全法」という。）第2条に定義され、市内に受益地を有する農業用ため池とし、次の（1）から（4）のいずれかに該当するため池は対象外とする。

- （1）貯水することで決壊の危険度が高まるまたは水位を低下させることが困難な状態となっているもの。
- （2）ため池管理者が、ため池の管理を土地改良区等に委託しているもの。
- （3）兵庫県の「総合治水条例（平成24年4月1日施行）」に規定する指定雨水貯留浸透施設または指定貯水施設に指定されていないため池で、事業実施初年度の実施報告までに指定の見込みがないもの。

2 本事業の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、管理保全法第2条に定義される管理者であり、同法第4条および附則第2条または兵庫県の「ため池の保全等に関する条例（令和元年7月1日施行）」第13条および第14条に基づくため池届出が提出された農業用ため池の管理者とする。なお、本事業の取組を行う者（以下「取組者」という。）は、対象とするため池に携わる者であれば申請者に限らない。

(事業内容)

第3条 取組者が実施する次の低水位管理（1）または（2）かつ、ため池管理強化（3）の取組に対する支援を行う。

- （1）雨水貯留浸透機能を備え、維持し、1年を通して雨水を貯留する容量を確保する取組（以下「通年水位低下」という。）。
- （2）ため池の水位を一定の期間常に下げ、雨水貯留容量を確保する取組（以下「期間放流」という。）。
- （3）管理者の管理意欲向上および管理強化に資するものとして、日常的に実施している維持管理に加えて実施する取組。

なお、本事業以外で行政等からの補助を受けて実施している取組は対象外とする。

(補助要件)

第4条 本事業の補助要件は次の（1）から（5）の全てを満たすこととする。

- （1）出水期（6月1日から10月31日）のうち、少なくとも1ヶ月以上雨水貯留容量を常時確保することとし、放流する期間の初日および末日においても、所定の雨水貯留容量が

確保されていること。

- (2) ため池 1 箇所あたり 1,000m³ 以上の雨水貯留容量を確保すること。
- (3) 事業申請時において、兵庫県の「総合治水条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）」第 22 条第 2 項に規定される指定雨水貯留浸透施設または同条例第 27 条第 2 項に規定される指定貯水施設に指定済または指定同意についてため池管理者の内諾が得られており、事業初年度における実施報告までに指定雨水貯留浸透施設または指定貯水施設に指定されていること。
- (4) ため池の日常的な維持管理に加えて、別表に掲げる取組事例を参考にため池管理の強化を図ること。
- (5) 国立研究開発法人農研機構の「ため池管理アプリ」を用いて、日常点検及び本取組み実施報告を行うこと。

（補助額の算定基準）

第 5 条 市長は、予算の範囲内において、国・県と連携し、補助を行うものとする。

2 第 3 条（1）または（2）に対する補助は、次の（1）から（3）のとおりとする。

- （1）ため池 1 箇所あたりの補助金額は、1 ヶ月につき 35,000 円を上限とする。
- （2）補助額算定の対象期間は通年水位低下または期間放流に取組む期間のうち、1 年あたりの上限は 2 ヶ月とする。
- （3）補助の対象とする期間は月単位とし、取組が 1 ヶ月に満たない場合は補助の対象外とする。ただし、月をまたぐ場合は 30 日をもって 1 ヶ月とする。

3 第 3 条（3）に対する補助は、ため池 1 箇所あたり 130,000 円を上限とする。

（事前申込）

第 6 条 申請者は、市長に事前申込書（様式第 1 号）により事前申込を行うこととする。なお、申込方法は書面のほか、FAX または E-Mail により受け付けるものとし、次に掲げる事項を記載すること。

- （1）ため池の名称および所在地
- （2）ため池の管理者の氏名または名称および住所、連絡先、ならびに団体にあつてはその代表者の氏名
- （3）第 3 条に掲げる取組の種類・内容および期間放流における取組期間（予定）
- （4）確保する雨水貯留容量または満水面から低下させる水位の深さ

2 市長は、前項による事前申込があつた場合には、その内容を審査のうえ、採択可否を決定し、採択通知書（様式第 2 号）または不採択通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

（交付申請）

第 7 条 前条第 2 項による採択通知書（様式第 2 号）を受け取った申請者は、事業実施年度の 5 月 15 日（当日が土日祝の場合は、直前の金曜日とする。）までに補助金交付申請書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

なお、以下書類の提示または提出により押印省略可能とするが、マイナンバーの記載がある

ものを提出してはならない。

(1) 個人の場合

免許証や保険証の写し等、本人確認ができるもの

(2) 法人の場合

事業者登録証（写）、登記簿（写）、担当者の社員証（写）、担当者の名刺等、法人確認ができるもの

(3) 任意団体等の場合

代表者の免許証や保険証の写し等、代表者確認ができるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条により補助金交付申請書（様式第4号）および添付書類の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、採択の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）または補助事業不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第9条 申請者は前条による交付決定の内容に変更が生じる場合は、交付決定内容変更承認申請書（様式第7号）に適宜変更内容等が分かる添付書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、交付決定内容変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、交付決定内容変更承認決定通知書（様式第8号）または交付決定内容変更不承認通知書（様式第9号）により申請者に通知する。

(実施報告)

第10条 申請者は、本事業の実施報告として次に掲げる項目をため池管理アプリを用いて報告しなければならない。

(1) 水位測定結果（満水位から低下水位の測定値及びそれらが分かる写真）

(2) 第3条（3）のため池管理強化の取組活動前及び取組活動後の写真

(3) 日常点検

2 前項（1）に掲げる報告は、取組開始時、中間、取組終了時に行うことを基本とし、3回以上行うこととする。

3 前項（3）に掲げる報告は、取組期間中1回以上行うこととする。

4 取組者が本事業の取組を完了したときは、実施報告書（様式第10号）を、事業実施年度の11月15日（当日が土日祝の場合は、直前の金曜日とする。）までに市長に提出しなければならない。ただし、利水期間後に行う必要のある池干しに取組む場合は、2月末日（当日が土日祝の場合は、直前の金曜日とする。）までとする。

5 翌年度の事業継続を希望する場合は、実施報告書（様式第10号）において継続する意向を記載することにより、第6条の事前申込を省略することができるものとする。

(事業の事故報告等)

第11条 申請者は、本事業の遂行に支障が生じた場合においては、補助事業事故報告書（様式第11号）により市長に報告のうえ、その指示を受けなければならない。

2 申請者は、本事業を廃止しようとするときは、補助事業廃止承認申請書（様式第12号）によりその旨を市長に届出し、その承認を受けなければならない。なお、総合治水条例の指定の解除手続きを行うこと。

（交付額の確定）

第12条 市長は、申請者から実施報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付額の確定を行い、補助金交付額確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定額（補助金変更交付決定を行った場合においては補助金変更交付決定額）と補助金交付確定額が同額の場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の支払）

第13条 申請者は、補助金交付額が確定次第、補助金支払請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、次の各号の全てを満たす場合には、申請者に対して補助金支払請求書の提出を省略させることができるものとする。この場合、第12条により補助金交付額の確定を行った後、速やかに補助金の支払を行うこととする。

（1）補助金の支払方法が口座振替によるもの

（2）補助金交付申請書に振込先の口座情報が記載されていること。受領委任を行う場合は、受領委任状（様式第4号の2）が提出されていること

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、経済観光局局长（農政担当）が別に定めるところによるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。